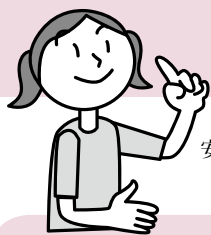


化学物質過敏症発症につき業務との相当因果関係を認めた事案

国・岩見沢労基署長(元気寿司)事件

第1審 札幌地裁 令和2年2月13日判決(労働判例1262号27頁)

第2審 札幌高裁 令和3年9月17日判決(労働判例1262号5頁)(確定)



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『実務の疑問に答える労働者派遣のトラブル防止と活用のポイント』(共著・日本法令) など。

本件は、トイレに散布された殺菌剤の原液を拭き取る作業に従事した労働者が、当該作業に起因して化学物質過敏症を発症したとして労災保険の支給を求めたところ、岩見沢労働基準監督署長がこれを不支給と決定したことから、各処分の取り消しを求めて提訴した事案である。1審は請求を全部棄却したのに対して、本判決は、化学物質過敏症と業務との間の相当因果関係を認め、各処分を取り消した。医学的に発症機序等について確定できないとされている疾病について業務起因性を認めた点に本事案の特徴がある。

1. 事案の概要

1) 当事者

(1) 訴えた側(1審原告、2審控訴人)

訴えたのは、飲食店(A社)で勤務していた女性(以下「X」という。)である。

(2) 訴えられた側(1審被告、2審被控訴人)

訴えられたのは、国¹⁾である。

2) Xの請求の根拠

Xは殺菌剤の原液を拭き取る業務に起因して化学物質過敏症を発症したとして、岩見沢労働基準監督署長(以下「処分行政庁」という。)がなした障害補償給付、療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分の取り消しを求めた。

3) 本判決が認定した事実関係の概要

(1) Xは、平成21年にA社に雇用され、接客等の業務に従事していた。

(2) 平成24年2月2日、本件事業所の従業員Cは、本件事業所内の男子トイレ、女子トイレ及び障害者用トイレ(あわせて以下「本件トイレ」という。)の清掃作業として、水で希釈して使用すべき殺菌剤(以下「本件殺菌剤」という。)の原液を、スプレータイプの容器を用いて本件トイレの便器、便器の蓋、洗面台等に吹き付け、雑巾で乾拭きした。

(3) 同日、Xは塩素臭に気づき、副店長Dに報告したところ、DはXに本件殺菌剤の原液を拭き取るよう指示した。

(4) Xは、拭き取り作業開始約30分後、頭痛、吐き気等を訴えて、本件事業所内で休憩をとった。その後E救急センターを受診し、「塩素の吸入」と診断された。翌日、F病院を受診し、「塩素ガス中毒」と診断され、その後、G病院でH医師の診察を受け、微量の化学物質で症状が出現するため「化学物質過敏症」と診断された。

(5) Xは、平成24年3月12日から平成25年6月7日の間、処分行政庁に対し、合計6回の療養補償給付及び合計14回にわたる休業補償給付を請求したところ、処分行政庁は、各請求(請求期間を平成24年2月2日とする休業補償を除く。)について支給する旨の決定をした。

(6) 平成25年12月5日、Xは、処分行政庁に対し、障害補償給付の請求をしたところ、処分行政庁は、これを不支給と決定し、また、支給決定された療養補償給付及び休業補償給付に関しこれらを取り消す旨の各変更決定処分を行うとともに、既払いの療養補償給付及び休業補償給付の返納を求めた²⁾。

(7) Xは、労災補償保険審査官に対し審査請求を行ったが棄却され、労働保険審査会に対して、再審査請求を行ったが、これも棄却された。

2. 1審判決の概要

1審判決は、業務起因性の判断枠組みについて「業務と疾病との間の相当因果関係の有無は、当該疾病等が当該業務に内在又は通常随伴する危険が現実化したことに

よるものであるかどうかによって決すべきである。^①」とした上で、カレンの定義³⁾に照らし、本件拭き取り作業において慢性的な健康被害を生じさせるに足る程度の量の化学物質にばく露したということはできないとして、本件拭き取り作業とXの化学物質過敏症との相当因果関係を否定して、Xの請求を全部棄却した。

3. 本判決の要旨

本判決も、1審判決と同様の判断枠組み（下線①）を示した上で、「発症の原因や機序が科学的に解明されていないとしても、症状の推移と業務との対応関係等の各事案の個別具体的な事情に照らして、業務と疾病との間に相当因果関係が認められる場合はあり得ると考えられる^②」と

し、「Xの化学物質過敏症の発症機序等について確定することこそできないものの、Xが、業務上の事由により化学物質過敏症を発症したと認めるに足りるだけの有害因子（次亜塩素酸ナトリウム等）のばく露を受けており、Xにおいて発症した疾病がばく露した有害因子により発症する化学物質過敏症の症状・徴候を示し、かつばく露時期と発症との間及び症状の経過に医学的矛盾がないものと認められる。^③」「したがって、Xの化学物質過敏症は、本件拭き取り作業に内在又は通常随伴する危険が現実化したことによるものであって、これらの間には相当因果関係があると認められる。」として、原判決を取り消して、Xの請求をいずれも認容した。

ワンポイント解説

1. 発症機序が確定しない疾病の相当因果関係の認定手法

労災保険給付の対象となる「業務上の疾病」については労働基準法施行規則（第35条）が、具体的疾病を列挙するとともに包括的救済規定として「その他業務に起因することの明らかな疾病」を掲げている。本事案の化学物質過敏症は、この包括救済規定該当性が問題となった⁴⁾。本判決は、業務起因性の判断枠組みについては、下線①の枠組みを採用した上で、下線②のように個別具体的な事情から相当因果関係が認められる可能性があることを指摘し、下線③のように、発症の機序が確定しない場合でも、ばく露時期と発症との間及び症状の経過に医学的矛盾がないことを根拠に相当因果関係を認定した点に特徴がある。本判決は、発症原因や機序が解明されていない疾病罹患者を救済するために、実質的に立証責任を軽減した枠組みで判断したように考える。医学的に発症の機序等が確定できていない疾

病が多くあるなかで、かかる判断手法は、同種事案の参考とされよう。

2. 化学物質過敏症と使用者の安全配慮義務

本事案は、労災認定が問題とされた事案であり、会社の安全配慮義務等が問われた事案ではないが、裁判例には、化学メーカーにて化学物質を取り扱う検査分析業務に従事していた従業員が化学物質過敏症に罹患したケースで、会社が労働安全衛生規則や有機溶剤中毒予防規則に基づいて局所排気装置等設置義務や保護具支給義務を負っていたことにつき安全配慮義務違反を認めた事案⁵⁾や検査機器の消毒業務に従事していた看護師が化学物質過敏症に罹患したケースで、会社が防護マスクやゴーグルの着用を指示しなかったことにつき安全配慮義務違反が肯定された事案⁶⁾等がある。新型コロナ禍において、殺菌剤等を使用する機会も多いであろうが、使用者においては、殺菌剤等の使用に際しては、その危険性を確認して必要な保護具着用等を指示するよう留意すべきであろう。

1) 労災保険制度においては、労災保険給付等の支給を求める被災労働者等は、所管する労働基準監督署長に対して申請し、監督署長が支給・不支給の決定をし、被災労働者等が、この決定に対して不服がある場合には、労働者災害補償保険審査官に不服申立をし、審査官の決定に不服がある場合には、労働保険審査会に対する再審査請求が出来る仕組みがある。この再審査の裁決等に対して不服がある場合には、裁判所に対して、国を相手に監督署長がなした原処分（不支給決定）の取り消しを求める行政訴訟を提訴することになる。

2) 既払いの療養補償給付は4万5,288円、休業補償給付合計130万6,200円である。

3) イエール大学のカレン教授が、昭和62年に「過去にかなり大量の化学物質に一度接触し急性中毒症状が発現した後か、または有害・微量化学物質に長期にわたり接触した場合、次の機会にかなり少量の同種または同系統の化学物質に再接触した場合にみられる臨床症状」をMCS（Multiple Chemical Sensitivity. 日本では多種化学物質過敏状態等と訳される。）と呼ぶことを提唱し、診断基準を提示したもの。化学物質過敏症については、アメリカ1999年同意、石川基準等が提唱されているが、1審判決は、カレンの基準を基本に判断した。

4) 本事案は化学物質が原因であることから労基則第35条別表4号9（化学物質に起因する疾病にかかる包括救済規定）または11号（一般的包括救済規定）に該当し得るかが問題となった。

5) 化学メーカー C社（有機溶剤中毒等）事件 東京地裁 平成30年7月2日判決 労働判例1195号64頁

6) 日本海員協済会（化学物質過敏症）事件 大阪地裁 平成18年12月25日判決 労働判例936号21頁